

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済の先行きについては、対外経済環境における改善の動きや在庫調整圧力の低下、経済対策の効果が景気を下支えすることが期待される一方、生産活動が極めて低い水準にあることなどから雇用情勢の一層の悪化が懸念されている。

また、景気回復局面では企業が非正規労働者を増やすことなどで賃金を抑制する動きを強めたが、このように就業形態の多様化が進展する中で、最低賃金制度については、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能するよう整備することが重要な課題となっていたところである。

こうした中、昨年7月には「最低賃金法の一部を改正する法律」が施行され、生活保護に係る施策との整合性に配慮して地域別最低賃金を定めることとなり、これを受け神奈川県の最低賃金も引き上げられたところであるが、先のような状況において、最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として、その重要性はますます高まっているところである。

よって、国におかれでは、平成21年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 最低賃金の改定については、企業・労働者間における収益の分配率を見直し、一般労働者の水準に見合うものとするよう、早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問すること。
- 2 神奈川地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の周知徹底を図ること。
- 3 総枠としての最低賃金論議においては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護に係る施策との整合性に配慮しつつ、ワークライフバランスの実現に向けた社会基盤づくりを強化するなどの適切な対応を早期に示すこと。
- 4 目安制度については、最低賃金の機能が適切に発揮されるよう、そのあり方に関する検討を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月24日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣
神奈川労働局長